

大船渡市森林整備推進事業費補助金交付要綱

令和3年11月8日

農林水産部長決裁

令和7年3月27日 一部改正 農林水産部長決裁

令和7年10月8日 一部改正 農林水産部長決裁

(目的)

第1 健全な森林の造成及び育成による森林資源の持続的な経営管理を推進する森林整備事業、いわて環境の森整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「森林整備事業」とは、森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の規定に基づき行う事業をいう。また、「いわて環境の森整備事業」とは、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱並びに岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）の規定に基づき行う事業をいう。

(補助対象者)

第3 補助の対象は、地域森林計画の対象となる森林において、森林整備事業、いわて環境の森整備事業を行う者で、次に掲げる者（以下「事業主体」という。）とする。

- (1) 森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者）
- (2) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会）
- (3) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表する大船渡市を事業区域とする民間事業者

(補助対象)

第4 補助の対象となる事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵、苗木の植栽、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去
- (2) 下刈 1 齢級の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥
- (3) 除伐 下刈りが終了した5 齢級以下の林分において行う不用木の除去及び不良木の淘汰
- (4) 保育間伐 適正な密度管理を目的として7 齢級以下又は不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木の除去及び不良木の淘汰

(5) 間伐

ア 12齡級以下(ただし、地域の標準的な森林施業における本数密度を概ね5割上回る森林又は立木の収量比数が概ね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。)の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積

イ 森林経営計画に基づき行われるもので、大船渡市森林整備計画に定められた標準伐期齡に2を乗じた林齡以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積

(6) 鳥獣被害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等整備

(7) 被害森林整備 令和7年2月19日及び26日に発生した林野火災により、被災した森林の復旧を目的とした次に掲げる跡地造林に伴う業務

ア 特殊地拵 著しく公益的機能の高度発揮が困難な人工林の伐倒及び除去、地拵

イ 人工造林 特殊地拵後、新たな森の活性化と再生を図る目的として行う苗木の植栽

ウ 鳥獣被害防止施設等整備 人工造林で復旧された幼齡木の保護と健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等整備

エ 下刈 人工造林で復旧された1齡級の森林において行う雑草及び雑木の除去

(補助金額)

第5 補助金額は、別表第1のとおりとする。

(事業に要する経費の配分及び事業の内容の軽微な変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付額の変更を伴う変更以外の変更とする。

(申請の取下げ期日)

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第8 市長は、予算の執行の適正を期するため、事業主体に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類そ

の他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から改正する。

別表第 1（第 5 関係）

事業内容		補助金額	控除額
人工造林 下刈 除伐 保育間伐 間伐 鳥獣被害防止施設等整備		第 1、第 2、第 4（1）から（6）で定めた事業の経費から国県の補助金等を控除した額の 1/2 とする。	国、県の補助金並びにその他補助金及び助成金の交付を受けた場合は、その額を控除した額とする。
被害森林整備	特殊地拵	第 1、第 2、第 4（7）で定めた事業の経費から国県の補助金等を控除した額の以内とする。ただし事業の経費は岩手県森林整備事業標準単価に乗じた額以内とする。	
	人工造林		
	鳥獣被害防止施設等整備		
	下刈		

別表第 2（第 9 関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	大船渡市森林整備推進事業費補助金交付申請書	第 1 号	1 部	当該年度の 1 月末日（ただし、控除額が確定していること）
	1 事業計画書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
	3 その他市長が必要と認める書類			
規則第 10 条の規定による書類	大船渡市森林整備推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書	第 4 号	1 部	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から 14 日以内
	1 事業計画書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
	3 その他市長が必要と認める書類			
規則第 14 条第 1 項の規定による書類	大船渡市森林整備推進事業補助金交付請求（精算）書	第 5 号	1 部	
	1 事業実績書	第 2 号	1 部	
	2 収支精算書	第 3 号	1 部	
	3 その他市長が必要と認める書類			

様式第 1 号（別表第 2 関係）

年 月 日

大船渡市長 様

住 所
氏 名

大船渡市森林整備推進事業費補助金交付（変更）申請書

年度において、大船渡市森林整備推進事業費補助金の交付を受けた
いので、大船渡市補助金等交付規則により、関係書類を添えて次のとおり（変
更）申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業に要する経費
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

様式第 2 号（別表第 2 関係）

事業計画（実績）書（事業変更計画書）

1 事業名称

2 目的

3 事業主体

4 事業内容

施業内容	面積 (ha)	事業費 (円)	国県補助金 (円)	市補助金 申請額(円)	森林所有者 負担額(円)	備考

様式第 3 号（別表第 2 関係）

収支予算（実績）書（収支変更予算書）

1 収入 (単位：円)

区 分	予算（実績）額	備 考
国県補助金		
市 補 助 金		
そ の 他		
計		

2 支出 (単位：円)

区 分	予算（実績）額	備 考
事 業 費		
計		

※欄は適宜追加するもの

様式第4号（別表第2関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

大船渡市森林整備推進事業計画変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市森林整備推進事業について、下記の理由により変更（中止・廃止）したいので、大船渡市補助金等交付規則により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

変更（中止・廃止）の理由

様式第5号（別表第2関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

大船渡市森林整備推進事業費補助金交付請求（精算）書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市森林整備推進事業が完了したので、関係書類を添えて補助金の交付を請求します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 請求額 | 金 | 円 |
| 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 前金払受領済額 | 金 | 円 |
- 2 添付書類
- (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。